「介護職員等特定処遇改善加算」算定の「見える化要件」について

2019 年 10 月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定においては、介護職員等の更なる処遇改善として、「介護職員等特定処遇改善加算」（以下、特定処遇加算）が創設され、当法人においても算定を行っております。

当該加算算定においては、以下の 3 つの要件を満たしている必要があります。

１．現行の介護職員処遇改善加算（以下、処遇改善加算）の（Ⅰ）～（Ⅲ）までを取得していること。
２．処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っていること。
３．処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

「見える化」要件とは、特定処遇加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、ホームページ等を通じて公表することです。この要件に基づいた当施設の取組みは以下の通りです。

■加算の取得状況
・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

■賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容
〇入職促進に向けた取り組み
・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用

〇資質の向上やキャリアアップに向けた支援
・研修の充実
・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

〇両立支援・多様な働き方の推進

・有給休暇が取得しやすい環境の整備

〇腰痛を含む心身の健康管理
・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制整備

〇生産性向上のための業務改善の取り組み
・タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

〇やりがい・働きがいの醸成
・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供